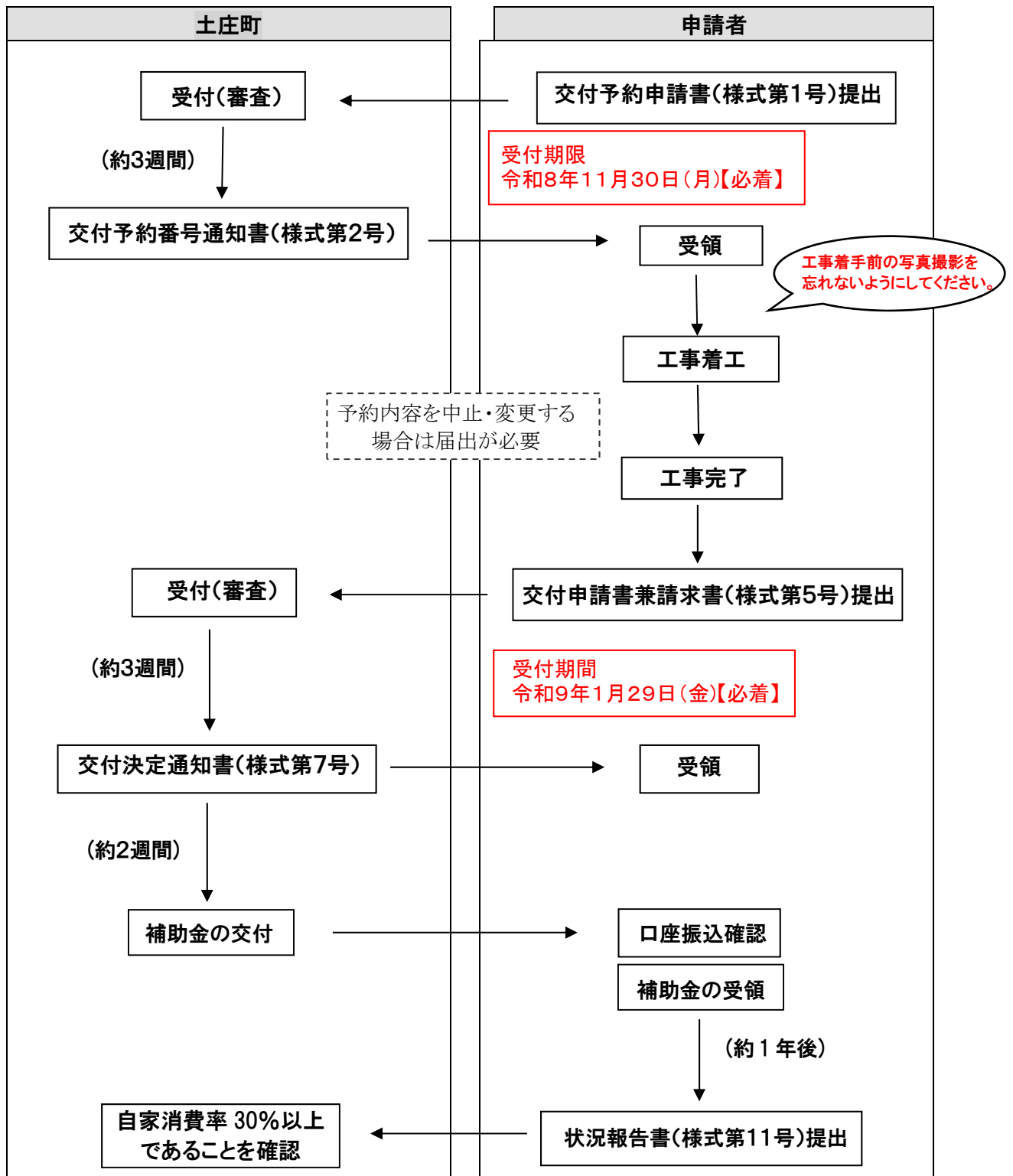


土庄町自家消費型家庭用太陽光 発電設備等設置費補助金について

1. 手続の流れ

令和8年4月28日以後に工事請負契約を締結した事業が補助対象です。



2. 補助の対象となる設備

「太陽光発電設備のみを設置する場合」と、

「太陽光発電設備及び蓄電池を同時設置する場合」に、補助対象となります。

蓄電池のみを設置する場合は、補助対象外です。

【太陽光発電設備】

次の①～⑬の要件をすべて満たすもの

- ① 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- ② 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
- ③ 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。
- ④ 自らが居住する既存住宅において、本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費する電力量を、当該太陽光発電設備で発電する電力量の 30%以上とすること。
- ⑤ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値が 10 キロワット未満であること。
- ⑥ 発電量を計測する機器を備えること。
- ⑦ 各種法令等を遵守した設備であること。
- ⑧ 商用化され、導入実績があるものであること。
- ⑨ 中古設備でないこと。
- ⑩ PPA・リースにより導入されるものでないこと。
- ⑪ 既存住宅のある敷地内に設置するものであること。
- ⑫ 住宅において、太陽光発電設備で発電した電力を使用する設備であること。
- ⑬ 「土庄町住宅用太陽光発電設備設置費補助金」の交付を受けるもの、又は受ける予定のものでないこと。
- ⑭ その他、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の2. ア(ア)の「交付要件」を満たす太陽光発電設備であること。

【蓄電システム】

次の①～⑫の要件をすべて満たすもの

- ① この補助金により導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。
- ② 家庭用蓄電池(20kWh以下)であること。
- ③ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- ④ 導入価格(設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税の額を除く。)が12.5万円/kWh以下のものとなるよう努めること。
- ⑤ 国の戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業において、補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されていること。
- ⑥ 各種法令等を遵守した設備であること。
- ⑦ 商用化され、導入実績があるものであること。
- ⑧ 中古設備でないこと。
- ⑨ PPA・リースにより導入されるものでないこと。
- ⑩ 定置用であること。
- ⑪ 住宅において、蓄電システムで蓄電した電力を使用する設備であること。
- ⑫ その他、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の2. ア(イ)の「交付要件」を満たす蓄電池であること。

この補助金を活用して設置する太陽光発電設備及び蓄電池については、国、香川県および土庄町から他に補助金を受けることはできません。

【重複受給不可の補助金】

・国が実施する太陽光発電設備や蓄電池の設置に対する補助金

(蓄電池の補助金を活用する場合は、国が実施する蓄電池の補助金(DR家庭用蓄電池事業等)を受けることはできません。)

・令和8年度かがわスマートハウス促進事業補助金(蓄電池・V2H)

(断熱改修の補助金を受けることはできます。)

・土庄町住宅用太陽光発電設備設置費補助金

3. 補助金額

◇自家消費型家庭用太陽光発電設備

8万円／kW（上限45万円）

※算出に用いるkW値は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値(小数点以下切捨て)とします。

※補助対象経費は、太陽光発電設備設置に係る設備費及び工事費の合計額(消費税及び地方消費税を除く)です。

例1:太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が6.56kW、パワーコンディショナーの定格出力の合計値が4.4kWの場合

→太陽光発電設備の公称最大出力の合計値は4kWであるため、補助金額は32万円となります。

例2:太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が3.88kW、パワーコンディショナーの定格出力の合計値が4.0kWの場合

→太陽光発電設備の公称最大出力の合計値は3kWであるため、補助金額は24万円となります。

例3:太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が9.72kW、パワーコンディショナーの定格出力の合計値が8.8kWの場合

→太陽光発電設備の公称最大出力の合計値は8kWであるため、補助金額は45万円となります。

◇蓄電システム

補助対象経費の1／3（上限20万円）（千円未満の端数は切捨てとします。）

ただし、導入価格14.1万円／kWh(設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税の額を除く。)の3分の1を上限とします。

- ・複数者から見積りの取得を行ったり、販売事業者に対し導入価格が12.5万円／kWh以下の蓄電池の調達可否の確認を行ったりすることによって、蓄電池の導入価格が12.5万円／kWh以下となるよう努める必要があります。蓄電池の導入価格が12.5万円／kWhを超える場合は、誓約書(様式第6号)にどのような方法で導入価格が12.5万円／kWh以下となるように努めたかを記載してください。

例1:補助対象経費が1,392,000円、蓄電容量が10.0kWhの場合

→蓄電池の導入価格は139,200円/kWhであるため、125,000円/kWhとなるように努めた場合は補助対象となり、補助金額は20万円となります。

例2:補助対象経費が592,620円、蓄電容量が5.6kWhの場合

→蓄電池の導入価格は105,825円/kWhであるため補助対象となり、補助金額は19.7万円となります。

例3:補助対象経費が878,500円、蓄電容量が3.5kWhの場合

→蓄電池の導入価格は251,000円/kWhであるため、125,000円/kWhとなるように努めた場合は補助対象となり、補助金額は16.4万円となります。

4. 補助金の申請ができる方

補助金の申請ができる方は、次の要件全てに該当する方です。

- ① 町内の**既存住宅(住民票の住所で居住していることが確認できるものに限る)**において、補助事業(太陽光発電設備の設置又は太陽光発電設備及びその設備に連系する蓄電池の設置)を行う**個人**であること。
- ② 香川県税及び土庄町税の滞納がないこと。
- ③ 補助事業について、国、香川県、及び土庄町から他に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けていない者であること。
- ④ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わない者であること。
- ⑤ **令和8年4月28日以後に、補助事業に係る工事請負契約を締結する者であること。**
- ⑥ 暴力団員等でないこと。

申請者の方が当該補助制度の交付要件(要綱第3条第1項1号及び同項第3号)を満たすか否かを確認するため、住民票及び町税の納付状況についての確認を、交付申請(2回目の申請)時に町で行います。

そのため、当該補助申請において、町が申請者の方の住民票及び町税の納付状況の確認を行うことについて同意を求めています。

5. 必要書類

予約申請(1回目／設置工事着手前の申請)

【提出書類】 ※11 ページの別表1のチェックリストを添付してください。

- ☐ 土庄町自家消費型家庭用太陽光発電設備等設置費補助金交付予約申請書(様式第1号)
- ☐ 補助対象システム等の設置工事請負契約書の写し
- ☐ 補助対象経費の合計額の内訳が分かる書類(見積書等)
- ☐ 太陽電池モジュールの型式名、公称最大出力が確認できる書類(カタログ・仕様書等)
- ☐ パワーコンディショナーの型式名、定格出力が確認できる書類(カタログ・仕様書等)
- ☐ 発電電力の消費量計画書(様式第1号別紙)
- ☐ 発電電力の自家消費シミュレーション内容が確認できる書類
- ☐ 店舗、事務所等と兼用の住宅ではないことが確認できる書類(登記事項証明書等)
- ☐ 蓄電システムを設置した場合に限り、以下の書類
蓄電システムのパッケージ型番、定格容量が確認できる書類(カタログ・仕様書等)
- ☐ 手続代行者に手続を代行させる場合に限り、以下の書類
委任状(様式第1号の2)

変更・中止申請(随時／申請内容の変更や工事の中止があった場合)

【提出書類】

- ☐ 交付申請予約変更・中止申請書(様式第4号)
- ☐ 減額を伴う変更があった場合に限り、以下の書類
 - 工事請負契約書及び見積書の写し(契約内容の変更を確認できるもの)
- ☐ 手続代行者に手続を代行させる場合に限り、以下の書類(予約申請時と変更がない場合は提出不要)
委任状(様式第1号の2)

補助金の額の増額変更はできませんのでご注意ください。

交付申請(2回目／設置工事完了後の申請)

【提出書類】 ※14、15 ページの別表2のチェックリストを添付してください。

- ☐ 土庄町自家消費型家庭用太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書兼請求書（様式第5号）
- ☐ 誓約書（様式第6号）
- ☐ 香川県税の完納証明書
- ☐ 領収書の写し
- ☐ 太陽光発電設備の出力対比表
- ☐ パワーコンディショナーの型式名及び定格出力が確認できる書類（銘板の写真、検査成績書の写し等）
- ☐ 補助事業予約者が契約者である、電力会社が発行する「電力受給契約書」等の写し（固定価格買取制度(FIT)及びFIP(Feed in Premium)制度を利用しないことが分かるもの）
- ☐ 補助対象システム等を設置する既存住宅の建築工事が完了していることを証明する書類（検査済証の写し、建物の登記簿謄本等）
- ☐ 太陽電池モジュール及び蓄電池設置場所の設置前の状況が確認できるカラー写真
- ☐ 工事完了後の状況を確認できるカラー写真
 - ①住宅の全体写真 ②太陽電池モジュール及び蓄電池設置場所の写真
 - ③発電量を計測する機器(モニター画面等)の写真
- ☐ 太陽光発電設備の保証書の写し
- ☐ パワーコンディショナーの保証書の写し
- ☐ 補助対象システム等の設置場所を確認することのできる図面
- ☐ 蓄電システムを設置した場合に限り、以下の書類
 - 蓄電池の型式名及び定格容量が確認できる資料（銘板の写真、検査成績書の写し等）
 - 蓄電池の保証書の写し（パッケージ型番及び保証開始日が確認できるもの）
 - 太陽光発電設備と蓄電池が直接連携していることが確認できる書類（電気配線図等）
- ☐ 予約申請時から変更があった場合に限り、以下の書類（既に提出済みの場合を除く）
 - 補助対象システム等の設置工事請負契約書の写し
 - 補助対象システム等の補助対象経費の合計額の内訳が分かる書類（見積書等）
 - 太陽電池モジュールの型式名、公称最大出力が確認できる書類（カタログ、仕様書等）
 - 発電電力の消費量計画書（様式第1号別紙）
 - 発電電力の自家消費シミュレーション内容が確認できる書類
- ☐ 手続代行者に手続を代行させる場合に限り、以下の書類（予約申請時と変更がない場合は提出不要）
 - 委任状（様式第1号の2）

6. 申請書受付期間及び提出先

(1) 受付期間

○ 予約申請 令和8年5月25日(月曜日)～令和8年11月30日(月曜日)

○ 交付申請 令和8年5月25日(月曜日)～令和9年 1月29日(金曜日)

(2) 提出先

土庄町住民環境課(土庄町淵崎甲1400番地2)

受付は**先着順**とします。

予約受付額が予算額に到達した場合、予約の受付を終了します。

※補助金の予約は電灯契約(電力受給契約)1件ごとに行う必要があります。

郵送の場合は、到着日が確認できる方法(書留、レターパック等)で郵送し、提出期限必着としてください。**(FAXや電子メールによる提出は受け付けません。)**

また、町から問合せを行う場合がありますので、提出の際には、**必ず提出物の写しを保管してください。**

7. 手続の代行

この補助金の交付を受けようとする方は、補助金の交付予約申請、交付申請等について、設置しようとする補助対象設備の販売事業者等に対して、これらの事務手続を代行してもらうことができます。その際は、委任状(様式第1号の2)を提出してください。

また、事務手続を代行してもらう場合には、交付申請予約届出書、交付申請書兼請求書等の「手続代行者」欄への記入が必要です。この欄に記入がない場合は、手続の代行は認められません。

手続代行者の方へ

- **手続代行者は、電話等による町からの問合せに応答できる者**としてください。名刺や別紙等を提出することにより実際の問合せ先を「手続代行者」欄に記載の者と別にすることは認められません。
- 手続代行者は、事務手続を誠意をもって実施するものとし、手続の代行を通じて得た依頼者の情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとします。
- 町は、手続代行者が、町の定める手続を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表することができるものとしますので、その旨を了承の上、手続代行を行ってください。

8. 設置工事に係る注意事項

設置工事に着手する前に、補助対象設備の設置場所の写真を撮影してください。 交付申請書兼請求書を提出する際には、**補助対象設備の設置場所(太陽電池モジュール設置場所及び蓄電池設置場所)の設置前の状況が確認できるカラー写真(撮影日が確認できるもの)**の添付が必要です。写真撮影を忘れないようにご注意ください。

予約番号を受領した日以降に、補助の対象となる設備の設置工事に着手してください。 予約番号を受領した日より前に、補助の対象となる設備の工事に着手した場合は、補助の対象となりません。

9. 電力会社との電力受給契約の締結

固定価格買取制度(FIT)・FIP制度による売電はできませんが、相対・自由契約による売電は可能です。 余剰電力を売電する場合は、**交付申請書兼請求書の受付期間中に電力受給開始できるように、電力会社との電力受給契約を締結してください。**

電力会社との電力受給契約には、申込みをしてから期間を要する場合がありますので、早めに電力会社に申込みを行い、工事完了から電力受給契約までに要する期間を確認の上、電力受給契約日が交付申請書兼請求書の受付期間中に間に合うよう設置工事を計画してください。

■電力受給契約については、電力会社にお問い合わせください。

○中国電力 <https://www.energia.co.jp/nw/energy/kaitori/flow/>

10. 状況報告

補助対象設備を設置してから、少なくとも1年間の間に発電した電力量や自家消費量等の実績について、状況報告書(様式第11号)により報告していただく必要があります。 状況報告書には、累計発電電力量及び累計売電電力量が確認できる写真等を添付してください。

累計発電電力量及び累計売電電力量は、モニター画面等で確認することができます。モニター画面等で売電量が確認できない場合は、電力会社から発行される明細書が必要になりますので、紛失しないように保管してください。

11. 補助事業の完了後に守っていただく事項

① 財産の適正管理と処分制限

この補助金により設置した設備は、補助金の交付の目的にしたがって適正に管理しなければなりません。

やむを得ない理由により、補助対象設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、あらかじめ、財産処分承認申請書(様式第9号)を提出し、町長の承認を受ける必要がありますので、事前に町までご相談ください。

また、補助金の一部について返還を求める場合があります。

なお、天災地変その他自らの責に帰することのできない理由により、設備が壊れたり(毀損)、失われた(滅失)ときは、町長に財産毀損・滅失届出書(様式第10号)を提出していただく必要がありますので、その場合も町までご相談ください。

② 実地調査

町は、必要に応じて、補助金の支払後においても実地調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

なお、この補助金に関して不正が発覚した場合には、補助の取消しや補助金の返還等が命じられますので、ご注意ください。

③ アンケート調査

町では、地球温暖化防止対策の参考とするため、補助事業者を対象として、アンケート調査を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

別表1 交付予約申請書 提出書類チェックリスト

届出者氏名	
-------	--

※別表 1-1 を必ず読み、書類の詳細を確認してください。

	必 要 書 類 内 訳	チェック欄	
		蓄電池 なし	蓄電池 あり
1	交付予約申請書（様式第1号）		
2	工事請負契約書・見積書の写し ※注文書の場合、注文請書も必要 ※電子契約の場合、合意締結証明書も必要		
3	太陽電池モジュールの型式名・公称最大出力が確認できる書類 （カタログ、仕様書等）		
4	パワーコンディショナーの型式名・定格出力が確認できる書類 （カタログ、仕様書等）		
5	蓄電池の型式名・定格容量が確認できる書類 （カタログ、仕様書等）	/	
6	発電電力の消費量計画書（様式第1号別紙）		
7	発電電力の自家消費シミュレーション結果等		
8	店舗、事務所等と兼用の住宅ではないことが確認できる書類		
9	委任状（様式第1号の2）		

…場合によっては不要

別表 1-1 をご必読のうえ
☒を付けた状態でご提出ください。

別表1-1【交付予約申請書の必要書類について】

必要書類
1 交付予約申請書(様式第1号) 蓄電池の蓄電容量は、<u>国の戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業において、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されている蓄電容量</u>を記入してください。製品ホームページ、カタログ等に掲載されている値とは異なる場合がありますのでご注意ください。
2 工事請負契約書・見積書の写し - 原則として<u>お客様控えの写し</u>を提出してください。 - 注文者は、<u>届出者本人</u>でなければなりません。(共有名義可。ただし、届出者本人が補助事業に係る経費全額を支払うこと。) <u>太陽光発電設備の補助対象経費と蓄電池の補助対象経費が明確に確認できることが必要</u>です。 <u>太陽電池の公称最大出力が契約書又は見積書で確認できることが必要</u>です。 <u>蓄電池の型式(パッケージ型番)が契約書又は見積書で確認できることが必要</u>です。 - 工事請負契約書の代わりとして、<u>注文書と注文請書(片方のみは不可)</u>の提出でもかまいません。 - 電子契約の場合、<u>サービス提供事業者が発行する証明書で、電子契約が取り交わされた事実を確認できるもの(クラウドサインの場合、「合意締結証明書」)</u>も提出してください。契約書の写しに記載された書類IDと、証明書に記載された書類IDが一致していることが必要です。
3 太陽電池モジュールの型式名・公称最大出力が確認できる書類 <u>設置する太陽電池モジュールの型式名・公称最大出力が確認できるカタログ、仕様書等</u>を提出してください。 - 設置する太陽電池モジュールが複数の型式になる場合は、すべての型式に関する書類を提出してください。
4 パワーコンディショナーの型式名・定格出力が確認できる書類 <u>設置するパワーコンディショナーの型式名・定格出力が確認できるカタログ、仕様書等</u>を提出してください。 - 設置するパワーコンディショナーが複数の型式になる場合は、すべての型式に関する書類を提出してください。
5 蓄電池の型式名・定格容量が確認できる書類 <u>設置する蓄電池の型式名・定格容量が確認できるカタログ、仕様書等</u>を提出してください。 - 設置する蓄電池が複数の型式になる場合は、すべての型式に関する書類を提出してください。
6 発電電力の消費量計画書(様式第1号別紙) <u>シミュレーション結果を参考にした年間発電量見込と、過去1年間の電気使用量を参考にした年間自家消費量見込</u>を記入してください。 <u>見込自家消費率が30%以上でない場合は、補助金を受けることはできません。</u>
7 発電電力の自家消費シミュレーション結果等 <u>発電電力の消費量計画書を作成する際に参考としたシミュレーション結果等</u>を提出してください。 <u>年間発電量見込と年間自家消費量見込が確認できることが必要</u>です。 - インターネットでシミュレーションができるようにしているメーカーもあります。詳細は、施工業者に確認してください。
8 店舗や事務所等と兼用の住宅ではないことが確認できる書類 <u>住宅が店舗や事務所等と兼用ではないことが確認できる住宅の写真、登記事項証明書等</u>を提出してください。

9 委任状(様式第1号の2)

・手続代行者に手続を代行させる場合は、委任状を提出してください。

10 その他必要となる書類

・補助金の予約受付を行うために必要な書類を追加で求める場合がありますので、その場合は提出してください。

別表2 交付申請書兼請求書 提出書類チェックリスト

申請者氏名	
-------	--

※別表 2-1 を必ず読み、書類の詳細を確認してください。

	必 要 書 類 内 訳	チェック欄	
		蓄電池 なし	蓄電池 あり
1	交付申請書兼請求書（様式第5号）		
2	誓約書（様式第6号）		
3	県税の完納証明書（ 原本 ）		
4	領収書の写し		
5	出力対比表		
6	パワーコンディショナーの型式名・定格出力が確認できる資料 （銘板の写真、検査成績書の写し等）		
7	電力受給契約確認書の写し ※FIT（固定価格買取制度）及び FIP（Feed in Premium）を利用し ないことがわかるもの	連系開始のお知らせ	
		電力受給契約のご案内	
8	住宅の建築工事が完了していることを証明する書類 （検査済証の写し、建物の登記簿謄本（ 原本 ）等）		
9	太陽電池モジュール設置場所・蓄電池設置場所の 設置前 の状況が 確認できるカラー写真 ※撮影日が確認できるもの		
10	建物全体のカラー写真（施工後） ※住宅の屋根以外に太陽電池モジュールを設置した場合、住宅への配 線の様子が確認できる資料（配線図・写真）が必要		
11	太陽電池モジュールの設置カラー写真 ※太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できること		
12	発電量を計測する機器の設置写真（モニター画面等）		
13	太陽光発電設備の保証書の写し		
14	パワーコンディショナーの保証書の写し		
15	蓄電池（本体）の設置カラー写真		
16	蓄電池の型式名・定格容量が確認できる資料 （銘板の写真、検査成績書の写し等）		

17	蓄電池の保証書の写し ※パッケージ型番・保証開始日が確認できるもの		
18	太陽光発電設備と蓄電システムが直接連系していることが確認できる書類（電気配線図等）		
19	工事請負契約書・見積書の写し ※予約時から変更があった場合に必要		
20	太陽電池モジュールの型式名・公称最大出力が確認できる書類（カタログ、仕様書等） ※予約時から変更があった場合に必要		
21	発電電力の消費量計画書（様式第1号別紙） ※予約時から変更があった場合に必要		
22	発電電力の自家消費シミュレーション結果等 ※予約時から変更があった場合に必要		
23	委任状（様式第1号の2）		



…場合によっては不要

別表2-1をご必読のうえ
☑を付けた状態でご提出ください。

別表2-1【交付申請書兼請求書の必要書類について】

必要書類
1 交付申請書兼請求書(様式第5号) 蓄電池の蓄電容量は、<u>国の戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業において、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されている蓄電容量</u>を記入してください。製品ホームページ、カタログ等に掲載されている値とは異なる場合がありますのでご注意ください。
2 誓約書(様式第6号) <u>必ず申請者本人が内容を確認し、同意したうえで</u>、日付、住所、氏名を記入してください。 - 蓄電池の導入価格が 12.5 万円/kWh を超える場合は、12.5 万円/kWh 以下となるよう努めた方法を記載(該当するものにチェック)してください。
3 県税の完納証明書(「県税に滞納がないこと」が記載されている納税証明書) <u>申請日(交付申請書兼請求書に記載された申請日又は添付書類の提出日のいずれか遅い日)から3ヶ月以内</u>に発行された県税の完納証明書の原本を提出してください。 <u>申請者が県外在住者の場合でも、香川県のものが必要</u>です。(発行されます。)
4 領収書の写し <u>補助対象経費が全て含まれるもの</u>を提出してください。 - 領収書の名義は、<u>申請者本人</u>でなければなりません。(共有名義可。ただし、申請者本人が補助事業に係る経費全額を支払うこと。) - 発行者の印があり、収入印紙を貼付のうえ、消印を行ったものを提出してください。 - 振込による支払の場合も、必ず領収書の提出が必要です。<u>振込依頼書の控え等は、領収書の代わりになりません。</u> - 割賦による支払(ローン)や立替払(クレジット)等の利用の場合も、必ず領収書を提出してください。<u>ローンの申込用紙、支払明細書等は、領収書の代わりにはなりません。</u>
5 出力対比表 <u>メーカー発行のもの</u>を提出してください。
6 パワーコンディショナーの型式名・定格出力が確認できる資料 <u>型式名及び定格出力が1枚に収まり明確に読み取れる銘板のカラー写真、検査成績書の写し等</u>を提出してください。(検査成績書は出荷時にメーカーが発行するものであること)
7 電力受給契約確認書の写し <u>FIT及びFIP(Feed in Premium)制度を利用しないことが確認できる書類</u>を提出してください。 - 電力受給契約者は、<u>申請者本人</u>でなければなりません。 - 中国電力と相対・自由契約をしている場合は、「電力受給契約のお知らせ」が必要です。<u>(資料名等は変更される可能性があります。詳しくは各電力会社にお問い合わせください。)</u>
8 住宅の建築工事が完了していることを証明する書類 <u>工事請負契約締結時に、住宅の建築工事が完了していることが確認できる検査済証の写し、建物の登記簿謄本等</u>を提出してください。 - 建物の登記簿謄本の場合は、<u>申請日(交付申請書兼請求書に記載された申請日又は添付書類の提出日のいずれか遅い日)から3ヶ月以内に発行された原本</u>を提出してください。インターネット登記情報提供サービスによるものの代用は、認められません。 - 検査済証の写しや建物の登記簿謄本の提出が困難な場合は、個別にご相談ください。

9 太陽電池モジュール設置場所・蓄電池設置場所の設置前の状況が確認できるカラー写真 ・<u>補助対象設備の設置前に撮影した、補助対象設備設置場所のカラー写真</u>を提出してください。 ・<u>撮影日が確認できるように撮影してください。</u>
10 建物全体のカラー写真 ・<u>補助対象設備を設置した建物の全体が分かるもの</u>を提出してください。 ・住宅の屋根以外に太陽電池モジュールを設置した場合、<u>住宅への配線の様子が確認できる資料(配線図、写真)</u>が必要です。
11 太陽電池モジュールの設置カラー写真 ・原則として<u>設置した太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの</u>を提出してください(屋根面ごとに必要)。 ・写真は複数枚にわたっても可としますが、写真を分割する場合には、互いの写真の位置関係が分かるようにしてください。 ・<u>太陽電池モジュールの枚数が確認可能な写真が撮影できない場合</u>は、写真に加え、<u>補足資料としてシステム配置図</u>を提出してください(<u>一部分でも太陽電池モジュールが写っている写真は必要</u>)。
12 発電量を計測する機器の設置写真 ・<u>発電量を確認できるモニター画面等の写真</u>を提出してください。 ・補助対象設備設置から約1年後に、累計発電電力量と累計売電電力量を報告していただく必要があります。
13 太陽光発電設備の保証書の写し ・<u>保証開始日が確認できる保証書の写し</u>を提出してください。 ・申請者の氏名が記載されていることが必要です。
14 パワーコンディショナーの保証書 ・<u>保証開始日が確認できる保証書の写し</u>を提出してください。 ・申請者の氏名が記載されていることが必要です。
15 蓄電池(本体)の設置カラー写真 ・<u>蓄電池の設置状態が分かるカラー写真</u>を提出してください。
16 蓄電池の型式名・定格容量が確認できる資料 ・<u>型式名及び定格容量が1枚に収まり明確に読み取れる銘板のカラー写真、検査成績書の写し等</u>を提出してください。
17 蓄電池の保証書の写し ・<u>パッケージ型番、保証開始日が確認できる保証書の写し</u>を提出してください。 ・申請者の氏名が記載されていることが必要です。
18 太陽光発電設備と蓄電池が直接連系していることが確認できる書類 ・<u>太陽光発電設備と蓄電池の連系が確認できる電気配線図(単線結線図)等</u>を提出してください。
19 工事請負契約書・見積書の写し ・原則として<u>お客様控えの写し</u>を提出してください。 ・注文者は、<u>申請者本人</u>でなければなりません。(共有名義可。ただし、申請者本人が補助事業に係る経費全額を支払うこと。) ・<u>太陽光発電設備の補助対象経費と蓄電池の補助対象経費が明確に確認できることが必要</u>です。 ・<u>太陽電池の公称最大出力が契約書又は見積書で確認できることが必要</u>です。 ・<u>蓄電池の型式が契約書又は見積書で確認できることが必要</u>です。 ・工事請負契約書の代わりとして、<u>注文書と注文請書(片方のみは不可)</u>の提出でもかまいません。 ・電子契約の場合、<u>サービス提供事業者が発行する証明書で、電子契約が取り交わされた事実を確認できるもの(クラウドサインの場合、「合意締結証明書」)</u>も提出してください。契約書の写しに記載された

書類IDと、証明書に記載された書類IDが一致している必要があります。	
20 太陽電池モジュールの型式名・公称最大出力が確認できる書類	・<u>設置した太陽電池モジュールの型式名・公称最大出力が確認できるカタログ、仕様書等</u>を提出してください。 ・設置した太陽電池モジュールが複数の型式になる場合は、すべての型式に関する書類を提出してください。
21 発電電力の消費量計画書(様式第1号別紙)	・<u>シミュレーション結果を参考にした年間発電量見込</u>と、<u>過去1年間の電気使用量を参考にした年間自家消費量見込</u>を記入してください。 ・<u>見込自家消費率が30%以上でない場合は、補助金を受けることはできません。</u>
22 発電電力の自家消費シミュレーション結果等	・<u>発電電力の消費量計画書を作成する際に参考としたシミュレーション結果等</u>を提出してください。 ・<u>年間発電量見込と年間自家消費量見込が確認できることが必要</u>です。 ・インターネットでシミュレーションができるようにしているメーカーもあります。詳細は、施工業者に確認してください。
23 委任状(様式第1号の2)	・<u>手続代行者に手続を代行させる場合は、委任状を提出してください。</u> なお、交付申請予約時に提出して以降、手続代行者に変更がない場合、交付申請時の添付は省略できます。
24 その他必要となる書類	・補助金の交付決定を行うために必要な書類を追加で求める場合がありますので、その場合は提出してください。